

報酬規定

木寅 税務会計事務所

電話 03-5774-9207

メール:kitora-zeimukaikei@oboe.ocn.ne.jp

令和5年10月1日改定

本報酬規定はあくまで、目安であり、相談の内容（複雑性など）やその頻度その他様々な点を考慮して報酬を決定するものとする。

【全て、税抜金額にて表示しております。】

[法人パックの報酬]

1. 創業支援パック

(1) 対象 (条件)

①設立1年以内 ②従業員5名以内 ③パソコン会計導入

(2) サポート内容

税務相談、月次監査、法人税・消費税申告書作成、年末調整、償却資産申告書作成、税務調査立会い

自計化導入支援(記帳代行は1年目のみ。2年目以降ご希望の場合は次の法人の報酬1.(2)記載の記帳代行手数料を徴収致します)

住民税特別徴収切替手続きは1,000円/人 別途

(3) 月額報酬 35,000円

但し、神奈川県・東京都・千葉県以外の地域は別途実費交通費を請求致します。
なお、料金は1年経過後、ご相談のうえ改定させていただきます。

2. 会社設立時の届出書のみ作成サービス 30,000円

3. 丸投げパック

料金体系については、次の法人の報酬1.(2)記帳代行料の欄をご参照。

丸投げ業務とは提携の記帳代行会社が毎月貴社を訪問し、以下の作業を実施します。

- 領収書の仕分
- 領収書の糊張り
- 会計ソフトへの入力
- 損益推移表の作成
- 書類のファイリング

対応できない作業は

振込みなど、現金を扱う作業。

【サービス対象エリア】 東京都23区内

[法人の報酬]

次に掲げる報酬を合計して顧問報酬とする。

1. 顧問報酬

(1) 基本報酬

次の①と②の合計額を基本報酬とする。

① 売上基準

年間売上金額	月額顧問料		
	年12回面談	年6回面談	年4回面談
3,000万円未満	36,000 円	26,000 円	21,000 円
1 億円未満	42,000 円	36,000 円	26,000 円
3 億円未満	52,000 円	42,000 円	36,000 円
5 億円未満	63,000 円	52,000 円	42,000 円
10 億円未満	105,000 円	84,000 円	63,000 円
30 億円未満	150,000 円	105,000 円	84,000 円
50 億円未満	200,000 円	150,000 円	105,000 円
50 億円以上	別途見積もり		

② 利益基準

年間経常利益金額	月額顧問料
100万円未満	▲ 1,000 円
300万円未満	2,000 円
500万円未満	5,000 円
1,000万円未満	10,000 円
1,500万円未満	15,000 円
2,000万円未満	20,000 円
5,000万円未満	30,000 円
5,000万円超	別途見積もり

貴社からの経理データの送付がない場合には、面談しない場合がありますのでご了承ください(原則、月額顧問料 4 万円未満の場合は来所をお願いしております)。

【全て、税抜金額にて表示しております。】

(2) 記帳代行料

年間売上金額	月額記帳代行料	インボイス対応
1 億円未満	15,000 円	2,000円
2 億円未満	20,000 円	3,000円
5 億円未満	25,000 円	5,000円
10 億円未満	別途見積り	別途見積り
30 億円未満	別途見積り	別途見積り
50 億円未満	別途見積り	別途見積り
50 億円以上	別途見積り	別途見積り

なお、部門計算希望の場合は前述の金額の 1.6 倍（2 部門のケース）。

丸投げパックについては 50,000 円～（個別相談）。

*インボイス対応とは、請求書等がインボイスとなっているか等の確認をすること。原則としてインボイスが偽造であるかどうかまでの判断までは実施しない。

(3) データチェック

年間売上金額	インボイス対応
1 億円未満	2,000円
2 億円未満	3,000円
5 億円未満	5,000円
10 億円未満	10,000円
30 億円未満	別途見積り
50 億円未満	別途見積り
50 億円以上	別途見積り

*注意事項は(2)記帳代行料と同じ。

(4) 資金繰り

10,000 円/月

但し、年 12 回面談先は毎月作成し、年 6 回面談先は 2 ヶ月に 1 度作成、年 4 回面談先は 3 ヶ月に 1 度作成することとする。

2. 法人税・法人住民税・事業税 申告報酬

(1) 年12回面談先

月額顧問報酬の5倍（但し、最低金額130,000円とする）。

(2) 年6回面談先

月額顧問報酬の6倍（但し、最低金額140,000円とする）。

(3) 年4回面談先

月額顧問報酬の7倍（但し、最低金額150,000円とする）。

(4) 決算説明資料作成

決算説明用資料作成が必要な場合には前述の決算申告報酬に10%を加算する。

(5) その他

組織再編税制、グループ通算制度等については別途報酬（最低金額500,000円とし別途見積り。但し導入年度の最低金額3,000,000円とする）が必要。

3. 消費税申告報酬

(1) 簡易課税方式 月額顧問報酬 相当額

(2) 原則課税方式

- ① 比例配分方式 月額顧問報酬 相当額
- ② 個別対応方式 月額顧問報酬の2倍

4. 給与計算代行

- ・基本料金 20,000円（5人まで）／月
但し、5人を超えるごとに1人2,000円を加算
- ・住民税 特別徴収切替手続き 5,000円／人

5. 特定個人情報（マイナンバー）委託料（保管料）

(1) 初期登録費用 5,000円

- 但し ①従業員30名以上の場合、別途相談
②CSVでのデータ受渡の場合は無料

(2) 月額費用

従業員数	月額委託料
5人以下	1,500円/月
30人以下	3,500円/月
50人以下	5,600円/月
100人以下	7,000円/月
100人超	別途相談

6. 給与計算ソフトの利用

MYKOMONの給与計算ソフト 2,000円／月

【全て、税抜金額にて表示しております。】

7. 税務調査立会

- ・立会日当 1ヶ月の月額基本報酬相当額
- ・修正申告書作成 1期分につき1ヶ月の月額基本報酬相当額
- ・特別な調査研究を要する場合 別途加算及び実費

8. 年末調整

次の基本料金と社員人数対応金額との合計額

(1) 基本料金 15,000 円

(2) 社員人数対応金額

社員人数	対応報酬
5人以下	0 円
5人超10人以下	25,000 円
10人超20人以下	75,000 円

以下1人増すごとに5,000円加算

(注) 年末調整業務の範囲

確定所得税の算出

給与支払報告書の作成

法定調書合計票の作成

その他支払調書の作成 (但し、外注支払調書は除く)

年末調整を実施しない場合も源泉徴収簿等を作成する場合は上記人数に含めます。

(3) 外注支払調書作成報酬

外注件数(枚数)	対応報酬
5件以下	0 円
5件超10件以下	25,000 円
10件超20件以下	75,000 円

以下1件増すごとに5,000円加算

9. 固定資産税、償却資産税申告

次の基本料金と課税標準対応金額との合計額

- (1) 基本料金 15,000 円
- (2) 課税標準対応金額

課税標準	対応報酬
1,000万円未満	0 円
3,000万円未満	10,000 円
5,000万円未満	20,000 円
1億円未満	30,000 円

10. MYKOMON 利用料

無料（但し、2 ID 目からは、1 ID につき 2,000 円）

11. パートナー会員（対象：売上5億円以上）

契約期間は1年以内の短期（顧問契約とのつなぎという位置付け）。

(1) 一般会員

相談のみの会員

年間売上金額	月額顧問料	
	随時面談	面談なし
5億円以上10億円未満	8,000 円	4,000 円
10億円以上20億円未満	16,000 円	8,000 円
20 億円以上	別途見積り	別途見積り

(注) 随時面談とは、最大年12回程度以内のものをいい、必要に応じて面談するものとする。

税務相談等相談業務をサービスの対象とし、仕訳の確認、財務諸表の作成、税務申告書の作成等はサービス対象外とするもの。

(2) 総合会員

一般会員業務に加えて、当事務所ホームページ内へログインするアクセス権限を有する会員（ユーザーIDとログインパスワードを付与する）。

年間売上金額	月額顧問料	
	随時面談	面談なし
5億円以上10億円未満	10,000 円	5,000 円
10億円以上20億円未満	20,000 円	10,000 円
20 億円以上	別途見積り	別途見積り

(注) 随時面談とは、最大年12回程度以内のものをいい、必要に応じて面談するものをいう。

【全て、税抜金額にて表示しております。】

[相続税申告報酬]

相続税申告報酬（申告書作成報酬を含む）は、次の1. 基本報酬 2. 資産総額報酬 3. 共同相続人加算報酬 4. 加算報酬 の合計額とする。

1. 基本報酬		200,000 円
2. 遺産総額報酬	5,000 万円未満	300,000 円
	7,000 万円 "	500,000 円
	1 億円 "	900,000 円
	3 億円 "	1,200,000 円
	5 億円 "	1,650,000 円
	7 億円 "	2,000,000 円
	10 億円 "	2,500,000 円
	10 億円以上	1 億円増すごとに 2,500,000 円に 150,000 円を加算

なお、遺産総額の算定は小規模宅地等の特例適用前の額とする。

3. 共同相続人加算報酬

共同相続人（納税義務のある受遺者を含む）1人増すごとに2. 遺産総額報酬の10%相当額を加算する。但し、共同相続人のうち相続を放棄した者がある場合には、その者は共同相続人の数には算入しない。

4. 加算報酬

当該事案について、財産の評価等の事務等が著しく複雑なときは、遺産総額報酬の100%相当額を限度として加算する。

5. 着手金

着手金として報酬見込額の20%（最低100,000円）を着手時にお支払頂きます。なお、着手後1ヶ月経過後はキャンセルがあっても着手金の返還は致しません。

[相続税物納報酬]

物納報酬は、次の1. 基本報酬と2. 加算報酬の合計額とする。

1. 基本報酬

物納申請額	対応報酬
1億円未満	500,000 円
5億円未満	700,000 円
5億円以上	900,000 円

5億円増すごとに200,000円加算

2. 加算報酬

当該事案の物納に関する事務等が著しく複雑のときは、成功報酬として物納許可額の10%を加算する。

[相続税延納申請報酬]

延納申請額	対応報酬
1,000万円未満	50,000 円
5,000万円未満	100,000 円

5,000万円以上1,000万円増すごとに10,000円を加算

[相続税申告パック]

(1) 対象 (条件)

- 亡くなられた方の資産の合計額（配偶者控除・小規模宅地評価減の特例等の適用前）が2億円以下
- 相続人が3人以下
但し、次のケースは本サービスの対象外とします。
 - ・相続人の居住地が神奈川県・東京都・埼玉県・千葉県以外の方が2名以上である場合。
 - ・相続人間でトラブルがある場合（相続人同士が不仲なケースも含みます）。
- 申出日から申告期限までが6ヶ月以上あること。

(2) サポート内容

準確定申告書の作成、相続税申告書の作成

(3) サポート対象外

延納申告書の作成、物納申告書の作成、預金のトレース等の作業

(4) 顧問料

総額 600,000 円（なお、財産の中に非上場株式がある場合は、別途見積り）

【全て、税抜金額にて表示しております。】

[贈与税申告報酬]

贈与税申告報酬は、次の1. 基本報酬 2. 財産評価報酬 3. 加算報酬の合計額とする。

1. 基本報酬 30,000 円

2. 財産評価報酬

(1) 不動産の評価

取得財産価額	対応報酬
200万円未満	0 円
500万円未満	10,000 円
1,000万円未満	20,000 円
2,000万円未満	30,000 円
2,000万円以上	50,000 円

1,000万円増すごとに20,000円加算

(2) 非上場株式の評価 (1 銘柄につき)

① 配当還元方式 30,000 円

② 類似業種比準価額方式又は純資産価額方式 200,000 円から別途見積

(3) その他の資産

別途見積もりによる

3. 加算報酬

(1) 相続時精算課税の選択 30,000 円

(2) 配偶者の 2,000 万円贈与の特例申請 20,000 円

(3) その他特例等の申請 別途見積もりによる

[所得税申告報酬]

次に掲げる報酬を合計して顧問報酬とする。

1. **基本報酬** 30,000 円

2. **事業所得、不動産所得、雑所得（公的年金を除く）**

売上 1,500 万円以上の場合は、原則として月額顧問とする。

その場合の顧問料については、法人に準じる。

(1) **年収基準（売上基準）**

年収基準	対応報酬
300 万円未満	0 円
500 万円未満	12,000 円
800 万円未満	18,000 円
1000 万円未満	24,000 円
1500 万円未満	40,000 円
1500 万円以上	法人に準じる

(2) **所得基準**

所得基準	対応報酬
300 万円未満	0 円
500 万円未満	10,000 円
800 万円未満	15,000 円
1,000 万円未満	35,000 円
1,500 万円未満	50,000 円

(3) **記帳代行**

仕訳件数	対応報酬
100仕訳まで	10,000
300仕訳まで	30,000
500仕訳まで	50,000
それ以上	1 仕訳 100円

【全て、税抜金額にて表示しております。】

(4) 付加基準

①青色申告付加

		対応報酬
白色申告		0 円
青色申告	10万円控除	10,000 円
	65万円控除	30,000 円

②特例等の利用 … 別途見積もりによる

③源泉所得税の対応

納期の特例 …20,000 円

原則納付（毎月納付）…120,000 円

4. 譲渡所得、山林所得

(1) 不動産の譲渡所得、山林所得

次の①②③の合計額とする。

① 収入金額基準

収入金額	1,000 万円未満	10,000 円
	5,000 万円未満	30,000 円
	5,000 万円以上	50,000 円
	1 億 円以上	100,000 円（2 億円以上別途見積り）

②所得金額基準

売却所得	対応報酬
100万円未満	0 円
500万円未満	20,000 円
1,000万円未満	50,000 円
3,000万円未満	100,000 円
5,000万円未満	200,000 円
1億円未満	500,000 円

1 億円以上 別途見積り

③付加基準

居住用財産の特別控除 10,000 円

その他 特例 別途見積もりによる。

(2) 株式の譲渡所得

① 件数基準

次に掲げる区分に応じる。

【上場株式の譲渡】

	譲渡件数	対応顧問料
特定口座利用	-	0円
一般口座利用	集計不要のケース	5,000円
	3件まで	0円
	8件まで	5,000円

9件目以降、1件につき500円

【非上場株式の譲渡】

	対応顧問料
対価の根拠、原価の根拠が明らかなもの	5,000円
明らかでないもの	別途見積もりによる

② 付加基準

(イ) エンジェル税制、ストックオプション制度の利用

所得金額	対応報酬
1,000 万円未満	50,000 円
2,000 万円未満	70,000 円
3,000 万円未満	100,000 円

3,000万円以上は所得金額の0.35%

(ロ) その他 特例の利用 別途見積もりによる。

5. 配当所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得のうち公的年金

原則として追加報酬 なし。

但し、複雑なものがあれば 別途見積もりによる。

6. 税額控除等特例の適用

(1) 住宅ローン控除

① 新規適用 (適用1年目) 10,000 円

② 2年目以降 0 円

(2) その他 特例の利用 別途見積もりによる

【全て、税抜金額にて表示しております。】

7. 法人関与先（パートナー会員も含む）について

法人関与先（パートナー会員も含む）の代表及びその一族5名までは無料にて所得税申告書作成をする（但し、次の条件あり）。

【条件】

- 2月末までに資料を事務所に持ち込んだ場合にのみ適用。
- 事業所得・不動産所得・譲渡所得は本件の対象外とします。

8. その他

- 当方からの追加資料の依頼、質問がお客様から2ヶ月以上ご回答を得られない場合、お預かりしている資料を全てご返却する場合があります。その場合、その後の顧問契約をお受け出来ない場合もございます。
- 当方が顧問料の請求書を発送して6ヶ月以上支払いが遅れる場合は、翌年以降ご依頼をされてもお受けできない場合があります。

[税務相談報酬]

1. 口頭によるもの 1時間 10,000円
1時間を越える場合 1時間につき5,000円を加算
2. 書面によるもの 150,000円より（別途見積もりによる）
3. 書面によるもので特別の調査研究を要するもの
別途見積もりによる。
4. コンサルタント業務
月間200,000円（6ヶ月継続条件）。その後延長は都度相談。
事業再編等となった場合は、都度追加（500,000円から）
5. 認定経営革新支援機関としての相談
別途見積りによる。

[その他]

業務に伴う資料の収集その他特別な事務に従事する場合の日当は、別途見積もりとし、その際の旅費及び宿泊料は実費とする。